

令和8年度【市】侵入防止柵強化等支援事業のご案内



野生鳥獣による農業被害の防止を図るため、侵入防止柵の設置・補修・補強等に必要な経費を助成します。

助成対象

福岡市内でイノシシ等の有害鳥獣による被害があっている農地等

《対象外》

- ・令和8年度中に既に本事業の申請を行っているもの
- ・家庭菜園や家屋等、農業被害対策以外を目的としたもの

助成対象経費

侵入防止柵(ワイヤーメッシュ柵・電気柵等)の補修・強化・設置等に関する費用の一部(消費税は対象外)

助成金額

対象経費の1/2に相当する額(1人あたり10万円を上限に助成)

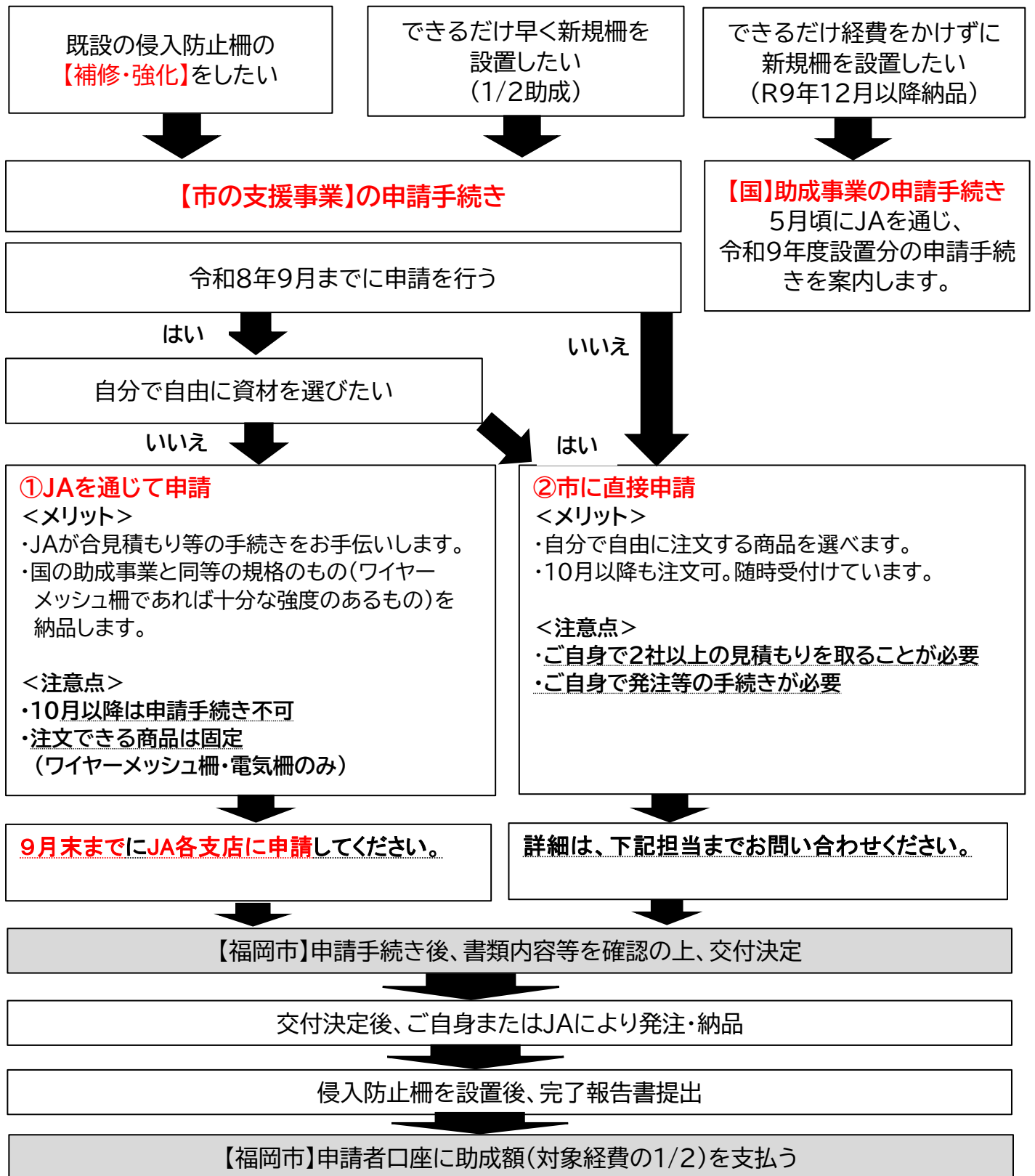
侵入防止柵の**新規設置**については、本事業の他に、**【国の助成事業】**での申請も可能です。下記を参考にご検討ください。



	【市】の支援事業(本事業)	(参考)【国】の助成事業
補助対象	主に補修・強化(新規設置も可)	新規設置
申請条件	個人の農家で可 耐用年数以内も可能	集落の3戸以上で設置を希望する農家 耐用年数以内は不可(同圃場の場合) <参考>耐用年数 ワイヤーメッシュ柵14年、電気柵8年
補助額	対象経費の1/2(上限10万円)	原則、対象経費の全額 ※要望が国予算を超える場合、申請者負担あり
申請時期	随時 ※JAを通じて申請の場合、6~9月末まで	4~6月上旬に翌々年度設置分を申請 ※令和8年度納品分は申請受付終了
納品時期	交付決定後、随時	申請からおおむね1年半後

(裏面あり)

申請方法



担当

担当:福岡市鳥獣被害対策協議会事務局 静岡
(福岡市農林水産局農業振興・イノシシ等対策担当)
電話:092-711-4852、FAX:092-733-5583
e-mail:n-shinko-inoshishi.AFFB@city.fukuoka.lg.jp